

## 別紙

### セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度　秘密保持規約

#### (総則)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（以下「本件ラベリング制度」という。）に関する認証機関及びラベル発行機関の業務及びこれに付随する業務（以下「本件業務」と総称する。）を行うにあたり、申請者及び申請者より委任された代理人（以下代理人を含め「申請者等」という。）から提出される申請書に記載の内容、及び申請手続き中に必要に応じて添付／提出等される文書の取扱いに關し次のとおり定める。

#### (秘密情報の定義)

第2条 本規約において「秘密情報」とは、本件業務に關連して申請者等から提出される申請書及び申請手続き中に必要に応じて添付／提出等される文書に記載された内容をいう。但し、上記申請書等又は申請手続きにおいて「ホームページに公開する」又は「Webサイトで公開する」と明示された項目に記載された内容及び当該項目に關連して申請手続き中に必要に応じて添付／提出等される文書に記載された内容については、①適合ラベル交付完了の時から、又は②ラベル取得製品リストへの掲載日の希望日を申請書に記載している場合には当該希望日に右リストへ掲載した時から、各々、秘密情報から除外する。

- 2 IPAは、秘密情報を複製、改変又は編集したものについても、秘密情報として扱う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外する。
  - 一 申請時点において既に公知となっているもの。
  - 二 申請後にIPAの故意又は過失によらず公知となったもの。
  - 三 申請の前後を問わず、IPAが自ら知得し、又は正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの。
  - 四 申請者等から書面により開示を承諾されたもの。

#### (秘密保持義務)

第3条 IPAは、秘密情報について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、事前の書面による申請者等の承諾を得ることなく、本件ラベリング制度の監督部門である経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課以外の第三者への開示を行わない。

- 2 前項の規定は、法令の規定に基づき開示の義務が生じた場合であって、法令で定める範囲で法令で定める者に対して開示を行う場合には、適用しない。
- 3 前項に基づく開示に当たっては、本件ラベリング制度に対する社会的信頼性を維持する観点から、認証機関としてIPAが為し得る現実的かつ最善の対応措置として次の各号の措置を講じる。
  - 一 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。

二 開示する情報が秘密情報である旨を、開示先に明示すること。

(秘密情報の使用目的)

第4条 IPAは、事前の書面による申請者等の承諾を得ることなく、秘密情報を本件業務以外の目的に使用せず、また、経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課に使用させない。

(損害賠償)

第5条 IPAが本規約に違反したことにより申請者等が損害を被った場合、IPAは申請者等に現実に生じた通常かつ直接の損害に限り、且つこれを上限として、賠償する責を負う。これにより、法的原因の如何を問わず、申請者等に間接的、派生的、偶発的に生じた特別損害及び逸失利益、及び通常予見しえない損害等については、IPAは何ら責任を負わないことを確認する。

(秘密保持義務期間)

第6条 本規約で定めるIPAの義務は、申請者等が提出した申請書及び添付等される文書をIPAが受領した日より発効し、本件業務の終了日、本件業務の取下げ日、又は本件業務により付与された適合ラベルの失効日若しくは付与取消し日、のいずれか最も早く到来した日から10年後の応当日の前日の満了をもって終了する。

2 前項の規定において適合ラベルの失効日については、延長手続きにより新たな失効日が設定された場合には、新たな失効日と読み替える。また、適合ラベルの自主取下げ手続きにより自主取下げ日の申請がなされた場合には、自主取下げ日と読み替える。

(秘密情報の廃棄等)

第7条 IPAは、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに秘密情報を、自己の責任において破棄もしくは消去し、当該秘密情報を認識・使用できない状態にする。

- 一 その使用目的が終了したとき。
- 二 第5条に基づく秘密保持義務期間が満了したとき。

2 前項にかかわらず、秘密情報の一定期間の保管が法令等により義務付けられている場合は、IPAは、該当する秘密情報及び保管期間を書面にて事前に申請者等に通知して保有し続けた上で、当該保管期間が満了したときは前項に従う。

(準拠法)

第8条 本規約、及び本規約に基づき又はこれに関連して生じる各当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し解釈される。

(管轄裁判所)

第9条 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を唯一の第一審合意管轄裁判所とする。

(規約の変更)

第10条 IPAは、社会情勢・技術動向等に照らして、次に掲げる場合には、相当の予告期間を置いて本規約を変更することができる。

- 一 規約の変更が、申請者等の実質的な不利益にならないとき。
  - 二 規約の変更が、本規約の趣旨に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的であるとき。
- 2 変更後の規約の発効日は、前項所定の予告の中で示すこととする。なお、本規約に従ったIPAの言動は、変更後の規約下でも適法とみなす。

以上